

岐阜県公報

第二千九百四号
平成二十九年十二月八日

(金曜日)

目次

告示

救急診療所の認定	(医療整備課)	七〇三
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	七〇三
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	七〇四
指定医療機関の廃止の届出	(同)	七〇四
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	七〇四
指定介護機関の廃止の届出	(同)	七〇五
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	七〇六
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	七〇六
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身体障害者更生相談所)	七〇八
保安林に指定する予定	(郡上農林事務所)	七〇九
公 示		
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	七〇九
海津都市計画の変更案の縦覧	(都市政策課)	七〇九
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所)	七一〇
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	七一〇
土地改良区役員の新任及び就任	(西濃農林事務所)	七一一
落札者等に関する公示	(郡上土木事務所)	七一一

告示

岐阜県告示第五百三十八号

次の医療機関を救急診療所として平成二十九年十二月三日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名	所在地	有効期限
フエニックス総合クリニックス	各務原市鷺沼各務原町六丁目五〇番地	平成三三・一二・二

岐阜県告示第五百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
一般財団法人 岐阜健康管理センター やかクリニックス	美濃加茂市西町一 二九二	平成二九・四・一
大垣在宅クリニック	大垣市林町四 六四 一 清水マ ンション五〇三	平成二九・一〇・一
七星 歯科 医院	本巣郡北方町高屋条里二 六九	同
V・drug 高山中 央薬局	高山市岡本町三 四三 一	同
アイセイ薬局 きたの店	中津川市字北野七七七 三一	同
アイセイ薬局 市民病院前店	中津川市駒場字西山一六六六 三 七七四	同
太田歯科クリニック	大垣市恵比寿町二 四	平成二九・一〇・八

岐阜県告示第五百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社 Ify	瑞穂市穂積一四四 六〇一サンマン ション二〇三号室	訪問看護ステーション	瑞穂市穂積一四四 六〇一サンマン ション二〇三号室	平成二九・一〇・一六

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社 Ify	瑞穂市穂積一四四 六〇一サンマン ション二〇三号室	訪問看護ステーション	瑞穂市穂積一四四 六〇一サンマン ション二〇三号室	平成二九・一〇・一六

岐阜県告示第五百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名称	所在地	廃止年月日
大垣在宅クリニック	大垣市林町四 六四 一 清水マ ンション五〇三	平成二九・九・三〇
V・drug 高山中 央薬局	高山市昭和町三 一四五	同
太田歯科クリニック	大垣市旭町三 一	平成二九・一〇・七

岐阜県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

株式会社 ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

認知症対応型通所介護

ニチイケアセンター西濃

岐阜県大垣市橘町二丁目九番地一

平成二九・一一・一

岐阜県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃 止 年 月 日

株式会社 アルセ

岐阜県中津川市坂下八七二番地の一

居宅療養管理指導

まるみはなの木薬局淀川店

岐阜県中津川市えびす町一六九六番一

平成二九・一一・九

株式会社 アルセ

岐阜県中津川市坂下八七二番地の一

介護予防居宅療養管理指導

まるみはなの木薬局淀川店

岐阜県中津川市えびす町一六九六番一

同

有限会社 ファルマネットぎふ

岐阜県岐阜市北山二丁目一四番地二七

介護予防居宅療養管理指導

しいのみ薬局

岐阜県関市上白金一〇五番地一

平成二九・一〇・三一

有限会社 ファルマネットぎふ

岐阜県岐阜市北山二丁目一四番地二七

介護予防居宅療養管理指導

しいのみ薬局

岐阜県関市上白金一〇五番地一

同

雪 田 洋 介

岐阜県大垣市林町六丁目八〇番地一四九

訪問看護

大垣在宅クリニック

岐阜県大垣市林町四丁目六四番地一 清水マ

平成二九・九・三〇

雪 田 洋 介

岐阜県大垣市林町六丁目八〇番地一四九

訪問リハビリテーション

大垣在宅クリニック

岐阜県大垣市林町四丁目六四番地一 清水マ

同

雪 田 洋 介

岐阜県大垣市林町六丁目八〇番地一四九

居宅療養管理指導

大垣在宅クリニック

岐阜県大垣市林町四丁目六四番地一 清水マ

同

雪 田 洋 介 岐阜県大垣市林町六丁目八〇番地一四九
通所リハビリテーション
大垣在宅クリニック

雪 田 洋 介 岐阜県大垣市林町六丁目八〇番地一四九
訪問看護
大垣在宅クリニック

雪 田 洋 介 岐阜県大垣市林町六丁目八〇番地一四九
介護予防訪問リハビリテーション
大垣在宅クリニック

雪 田 洋 介 岐阜県大垣市林町六丁目八〇番地一四九
介護予防居宅療養管理指導
大垣在宅クリニック

雪 田 洋 介 岐阜県大垣市林町六丁目八〇番地一四九
介護予防通所リハビリテーション
大垣在宅クリニック

岐阜県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

氏名 施設所等の名称 施設所の所在地又は施術者の住所 年指定月日
宗宮 貴広 院 そうみや鍼灸接骨院 羽島市正木町須賀小松三四九一 平成
二元・九元

岐阜県大垣市林町四丁目六四番地一〇三
同

岐阜県大垣市林町四丁目六四番地一〇三
同

岐阜県大垣市林町四丁目六四番地一〇三
同

岐阜県大垣市林町四丁目六四番地一〇三
同

岐阜県大垣市林町四丁目六四番地一〇三
同

豊田 祐介 ふそう鍼灸接骨院 瑞穂市只越一〇三〇 三八
平成
二元・一〇・一三

岐阜県告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
大垣市上石津町時山字南屋敷七二四の一（次の図に示す部分に限る。）、七七二の二、字蔭七八五、七八六の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
大垣市上石津町時山字阿蘇八八六の一、八八七の一、八八八の一
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
高山市江名子町九二八から九三一まで、九三七、一一七〇、一一七一の一、一一七二の一、一一七二から一一七四まで、一一八六、一一八八

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町宮代字北山二六〇六の一の四〇から二六〇六の一の四三まで、二六〇六の一の九〇、二六〇六の一の九一、二六〇六の一の〇八から二六〇六の一の一一二まで、字西山田二〇〇八

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百四十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場所	指定年月日
腎臓内科	杉山 豊	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一	平成二九・二・二七
外科	橋本 良二	総合病院中津川市民病院	中津川市駒場一五三二	同
外科	稲垣 公太	総合病院中津川市民病院	中津川市駒場一五三二	同

耳鼻咽喉科	藤井 悠策	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一	同
循環器内科	重田 寿正	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一	同
循環器内科	竹本 芳雄	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一	同
小児科	森本 将敬	森本こどもクリニック	美濃加茂市加茂野町今泉一二七五	同
内科	渡邊 克巳	医療法人社団橋会新生病院	揖斐郡池田町本郷一五	同
循環器内科	上山 力	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一	同
神経内科	中藪 幹也	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一	同
内科	伊藤 尚子	郡上市市民病院	郡上市八幡町島谷二二六	同
内科	神取 慶治	医療法人社団岐友会中部クリニク	恵那市長島町中野二二一四四	同
耳鼻咽喉科	吉岡 哲志	市立恵那病院	恵那市大井町二七二五	同
外科	永田 博	医療法人馨仁会藤掛病院	可児市広見八七六	同
内科	西野 正路	医療法人忠知会桃井病院	可児郡御嵩町中二二六三	同
神経内科	木澤真秀香	社会医療法人厚生会木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇	同
外科	神崎 章之	医療法人仁寿会夕汐三第一病院	多治見市小名田町西ヶ洞一六四八	同

岐阜県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町相生字野々平一三九五、一三九八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の

写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
白鳥北部地区	郡 上 市 役 所	平成二九・一二・一八から 同三〇・一一・一二まで

海津都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

海津都市計画緑地

第一号 木曾三川水郷公園

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び海津市建設水道部住宅都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十二月 八日 から

同 年十二月二十二日 まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
 また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
 病院・診療所

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年指月日
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森二二二	腎臓内科	腎臓（透析）	育成・更生	平成 三〇・三・一
社会医療法人厚生会木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇	心臓血管外科	心臓脈管外科	同	同

薬局

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日
スギ薬局鶴沼三ツ池店	各務原市鶴沼三ツ池町五一九	育成・更生	平成 三〇・三・一
かもの薬局	美濃加茂市加茂野町今泉二二六	同	同
アイセイ薬局きたの店	中津川市字北野七七七三一	同	同

ファセオ薬局	関市小屋名字五反田一四六〇	同	同
まるみはなの木薬局	中津川市淀川町三 八ルビット	同	同
しょうなん調剤薬局久瀬店	揖斐郡揖斐川町東津汲鎌坂九七〇四	同	同
なの花薬局関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字井ノ口二四九〇二九	同	同
かわしま調剤薬局	各務原市川島松倉町二三五〇七〇	同	同
ピノキオ薬局大和店	郡上市大和町剣川添八八三	同	同
エール調剤薬局瑞浪店	瑞浪市山田町六七一一二	同	同
いきいき健康薬局	瑞浪市松ヶ瀬町一一五二	同	同
トーカイ薬局各務原西店	各務原市那加西市場町四一	同	同
ライン調剤薬局倉知店	関市倉知八三〇	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年十二月八日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

薬局

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日
アイセイ薬局中津川市民病院前店	中津川市駒馬字西山一六六六三七七四	育成・更生	平成 三〇・三・一

平成二十九年十二月八日

岐阜県民部 中 田 謙

- 1 購入物品の名称及び数量 凍結防止剤 (塩化ナトリウム) 計1,206,500kg
 - (1) 岐阜県郡上土木事務所において調達するもの 1,080,000kg
 - (2) 郡上市役所において調達するもの 126,500kg
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成29年9月19日
- 4 落札者を決定した日 平成29年10月31日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市玉井町5番地
株式会社ケミック
取締役社長 林 正啓
- 6 落札金額 38,825,170円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 岐阜県郡上土木事務所との契約手続に関すること。
ア 部局の名称 岐阜県郡上土木事務所管理調整係
イ 所在地 郡上市八幡町初音1727番地2
 - (2) 郡上市との契約手続に関すること。
ア 部局の名称 郡上市役所総務部財務課管財係
イ 所在地 郡上市八幡町島谷228

平成二十九年十二月八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社